

令和7年6月13日

議案第67号

八頭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

最近の物価変動等を考慮し、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年6月4日に施行されました。この度、国政選挙にかかります選挙長等の報酬額が改定されたことに伴い、同法の単価を準用する本町条例の改正を行うものです。

議案第68号

八頭町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」が令和7年6月4日に施行され、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ポスター等の作成経費にかかる限度額が改定されました。この度、同法の限度額を準用する本町条例の改正を行うものです。

議案第69号

令和7年度八頭町一般会計補正予算（第2号）

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、131万7千円を追加するものです。

歳入は、県支出金、家計負担激変緩和対策事業県補助金、100万円、参議院議員選挙県委託金、31万円余、歳出では、総務費、参議院議員選挙費（報酬）、31万円余、民生費、家計負担激変緩和対策事業、207万円余を追加し、予備費で調整をしております。